

契約書別紙兼重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定介護予防ケアマネジメントについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 介護予防支援等を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 R e A L
代表者氏名	代表取締役 濱本 真由美
本社所在地	福井市中野2丁目1301番

2 ご利用者への介護予防支援等提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランセンターあそうづ
介護保険指定事業者番号	1870104179
事業所所在地	福井市三十八社町 401-22
連絡先 相談担当者名	電話番号 0776-58-2566 ・ ファックス番号 0776-58-2567 管理者 小北 千穂
事業所の通常の事業実施地域	福井市

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要支援者等からの相談に応じて、本人やその家族の意向等を基に、介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等その他の便宜の提供を行うこと。
運営方針	基本方針 1 利用者が要支援状態になった場合においても、その状態の軽減または悪化の防止に資するよう、また利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるように配慮したものとします。 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するため適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

	3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。また、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。 4 事業を行うにあたっては、福井市、地域包括支援センター、医療機関、他の介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努めます。 留意点 5 サービスの提供に際しては、介護予防の効果を最大限に引き出すため、以下の点に留意して行います。 (1) 特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取り組みを総合的に支援することによって生活の質の向上を目指します。 (2) 利用者による主体的な取り組みを支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援します。 (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有します。 (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮します。 (5) 他の専門職との連携により、地域における様々なサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取り組みを積極的に活用します。 (6) 地域支援事業及び介護給付との連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮します。 (7) 利用者の個別性を重視した、効果的な介護予防サービス計画を策定します。 (8) 機能の改善の後も、その状態の維持への支援に努めます。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月火水木金（祝日及び 12 月 31 日～1 月 3 日除く）
営 業 時 間	8：30～17：30
連絡体制整備	24 時間電話等により常時連絡が可能な体制を整備しています

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者 小北 千穂	
職 種	主 な 職 務 内 容	人員数
介護支援専門員	ケアプラン作成等	2 人

3 介護予防支援等の内容、利用料・その他の費用について

(1) 指定介護予防ケアマネジメントに要した費用については、介護保険法第58条第4項の規定に基づいて、事業者が受領(法定代理受領)する場合は、利用者の自己負担はありません。

(2) 利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領をできない場合は、指定介護予防支援に要した費用について、次表に定める額を負担していただきます。

この場合、事業者は当該指定介護予防支援に要した費用等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付します。

「指定介護予防支援に要する費用」

区 分	単位数	1単位当たりの単価	金 額
イ(通常月)	472単位	10,21円	4,819円
イ+ロ(初月)	772単位		7,882円
イ+ロ+ハ(初月)	1072単位		10,945円

※イは介護予防ケアマネジメント費、ロは初回加算、ハは委託連携加算を示します。

※介護報酬改定により、処遇改善加算(2.1%)が利用単位数に加算されます。

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

担当職員等が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要支援認定有効期間中、概ね3ヶ月に1回程度(3月に1回)

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外に、特段の事情がない限り、利用者に対する電話連絡を行います。(月1回程度)

5 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

上記3-(2)の料金は、1月ごとに計算し、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、請求のあった日から30日以内にお支払い頂きます。(対象者に限る)

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことになります。
ただし、お支払いにお困りの場合は別途ご相談ください。

6 介護予防支援等の実施等における留意事項

①利用者宅への立入について	事業者が介護予防支援等の実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合は、事業者の使用する従業者が利用者の居宅内に立ち入り、必要な措置をとる場合があります。 ただし、その場合事業者及びその使用する従業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をしなければならないものとします。
②利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合の取り扱いについて	利用者及びその家族と事業者が、介護予防支援等の内容について介護保険法やその他の法令の定めるところに従い、協議の上決定するものとします。

③利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合	利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院又は診療所に伝えるようお願いします。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当国会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当国会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8 事故発生時の対応について

①利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合	速やかに市町村・利用者・予め利用者が指定した利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
②サービス提供時等において利用者の心身に緊急の事態が発生した場合	速やかに、必要な措置を講ずるとともに、利用者の主治医、あらかじめ利用者が指定した連絡先（利用者の家族等）へ連絡を行うものとします。
③損害賠償について	利用者に対する介護予防支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。 保険については、損害賠償責任保険に加入しています。

9 高齢者虐待について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ②従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に努める環境の整備に努めます。

10 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

11 カスタマーハラスメントへの対応

1. 本事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。
2. 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。
ただし、これらに限られるものではない。
 - (1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
 - (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - (3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
 - (4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為
3. 本事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。
4. 本事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。
5. カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

1 2 介護予防ケアマネジメントの業務に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 株式会社 R e A L	所在地 福井市中野2丁目1301番 電話番号 0776-97-8017 ファックス番号 0776-39-1185 受付時間 9時～18時
福井市地域包括ケア推進課	電話番号 0776-20-5400 受付時間 8:30～17:30(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 福井県国民健康保険団体連合会	時間 平日 午前9:00～午後5:00 電話番号 0776-57-1614 窓口 審査課

1 3 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の 説明年月日	年	月	日
---------------------	---	---	---

重要事項内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	福井市三十八社町 401-22
	法人名	株式会社 R e A L
	代表者名	代表取締役 濱本 真由美
	事業所名	ケアプランセンターあそうづ
	説明者氏名	

重要事項説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

家族又は 代理人	住所	
	氏名	
	利用者との関係	

具体的取扱方針

(別 紙) 介護予防支援業務の業務の実施方法等について

1 介護予防サービス計画の作成について

(1) 事業者の担当職員の氏名及び職種

担当職員の氏名 _____

担当職員の職種 _____

- (2) 事業者は、介護予防サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等への面接により利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等の日常生活の状況を把握し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、課題の把握に努めます。
 - ② 利用する介護予防サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族等に提供します。
 - ③ 事業者は、利用者に対して介護予防サービス等の内容が特定の種類、及び特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - ④ 事業者は、介護予防サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、介護予防サービス等の提供を行う事業所の担当者等から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - ⑤ 利用者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標を定め、目標を達成するために行うべき支援の内容とその期間等を定めます。
 - ⑥ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。
 - ⑦ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出すよう支援を行います。
- (3) 事業者は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (4) 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- (5) (4) の場合において担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (6) 事業者は、作成した介護予防サービス計画の原案の、介護保険給付または介護予防・日常生活支援総合事業の有無や利用料等の内容について、利用者またはその家族によるサービスの選択に役立つように、利用者またはその家族に対して説明します。
- (7) 事業者は、利用者の介護予防サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
- (8) 利用者は、事業者が作成した介護予防サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して介護予防サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- (1) 事業者は、介護予防サービス計画の作成後も、利用者またはその家族等、さらに介護予防サービス事業者等と継続的に連絡を取り、介護予防サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿った介護予防サービス等が提供されるよう介護予防サービス事業者等との調整を行います。
- (2) 事業者は、介護予防サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- (3) 事業者は、利用者が要介護状態となった場合には、利用者に居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供すると共に、利用者が選定した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。

3 介護予防サービス計画の変更について

事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画の変更をこの介護予防支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者は、介護予防サービス計画の作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

- (1) 事業者は、利用者の要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- (2) 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 介護予防サービス計画等の情報提供について

利用者が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の介護予防サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、介護予防サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。